

令和 2 年 9 月 30 日
生食発 0930 第 6 号
2 食産第 3413 号

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からシンガポール向けに輸出する食肉、食肉製品、家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 SG-A1「シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱」、別紙 SG-A2「シンガポール向け輸出食肉製品の取扱要綱」及び別紙 SG-A3「シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱」（以下「各要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、シンガポールへ輸出する家きん肉製品及び家きん卵製品（レトルト製品及び缶詰製品に限る。）について、日本側が施設の認定を行い、シンガポール当局へ通知することが可能となったこと、また、シンガポールへ輸出する食肉製品の原料として輸入した食肉の使用が可能となったこと等を受け、別紙 SG-A4「シンガポール向け輸出家きん卵製品（レトルト製品及び缶詰製品）の取扱要綱」を新たに定めるとともに、各要綱の改正を行ったほか、別紙 ZZ-A1「輸出食肉製品

の取扱要綱（シンガポール及び台湾向け）」についても所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 別紙 SG-A4「シンガポール向け輸出家きん卵製品（レトルト製品及び缶詰製品）の取扱要綱」を新たに定め、別表 1、別表 2 及び別紙リストに追加したこと。
- 2 別紙 SG-A2 について下記の改正を行ったこと。
 - (1) シンガポール向け輸出家きん肉製品（レトルト製品及び缶詰製品に限る。）の取扱いを定め、別紙様式 3-3、4-3、6-3 及び 7-3 を追加したこと。
 - (2) シンガポール向け輸出食肉製品の原料として輸入した食肉を使用する際の取扱いを定め、別紙様式 6-1 及び 6-2 の衛生証明書並びに別紙様式 7-1 及び 7-2 の輸出検疫証明書を改正したこと。
 - (3) 輸出食肉製品の取下げの取扱いを定め、別紙様式 13-2 を追加したこと。
 - (4) 別紙様式 16 を追加したこと。
 - (5) 輸出豚肉製品の要件の改正を行ったこと。主な変更点は、①豚水疱病の要件からの削除、②アフリカ豚熱及び口蹄疫清浄国である期間の 6 か月から 3 か月への短縮。
- 3 別紙 SG-A3 について下記の改正を行ったこと。
 - (1) シンガポール向け輸出家きん肉製品の原料として輸入した家きん肉を使用する際の取扱いを定め、別紙様式 3-2 の衛生証明書及び別紙様式 5-1 の輸出検疫証明書を改正したこと。
 - (2) 用語の定義を追加したこと。
 - (3) シンガポール向け輸出家きん卵製品の認定施設が他の施設で製造された液卵を使用する場合の都道府県等による定期的な確認について追加したこと。
 - (4) 輸出製品の変更の申請並びにその他の変更及び認定の取下げの届出について取扱いを定め、別紙様式 7 から 10 までを追加したこと。
 - (5) 別紙様式 3-3 の衛生証明書に家きん卵製品のレトルト製品及び缶詰製品の規定を追加したこと。
- 4 別紙 SG-A1 について下記の改正を行ったこと。

- (1) 条件付き認定に係る変更の申請の手続を定め、別紙様式 9 を追加したこと。
 - (2) 別紙様式 12 を追加したこと。
 - (3) 輸出豚肉の要件の改正を行ったこと。主な変更点は、①豚水疱病の要件からの削除、②アフリカ豚熱及び口蹄疫清浄国である期間の 6 か月から 3 か月への短縮。
- 5 別紙 ZZ-A1 について下記の改正を行ったこと。
- (1) 別添にレトルト製品及び缶詰製品の規定を追加したこと。
 - (2) 別表 1 の認定申請書に添付する資料を整理したこと。
- 6 令和 2 年 10 月 1 日以降の日付で発行される衛生証明書については、本通知別紙 SG-A2 の別紙様式 6-1 から 6-3 まで並びに別紙 SG-A3 の別紙様式 3-2 及び 3-3 により発行すること。衛生証明書様式の切替え日は、自治体の管轄当局が食肉衛生証明書を発行する日付に基づき切り替えるものであって、シンガポールへ荷物が到着する日を考慮するものではないことに留意すること。